

金融庁  
農林水産省  
告示第四号

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の六第一項（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、東日本大震災に対処するための漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の特例を次のように定める。

平成二十三年五月三十一日

金融庁長官 三國谷勝範

農林水産大臣 鹿野 道彦

東日本大震災に対処するための漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の特例

東日本大震災に対処するための水産業協同組合の貸借対照表及び会計帳簿に計上する繰延資産の特例に関する省令（平成二十三年農林水産省令第三十四号）第二条の規定により、同令第一条に規定する特定水産業協同組合がその貸借対照表及び会計帳簿に計上した同条に規定する特定震災損失に係る繰延資産についての漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年<sup>金融</sup>農林水産省<sup>庁</sup>告示第三号。以下「自己資本比率告示」という。）第四条第一項及び第七条第二項の規定の適用については、自己資本比率告示第四

条第一項中「次の各号に掲げる額」とあるのは「次の各号に掲げる額及び東日本大震災に対処するための水産業協同組合の貸借対照表及び会計帳簿に計上する繰延資産の特例に関する省令（平成二十三年農林水産省令第三十四号）第一条に規定する特定震災損失に係る繰延資産に相当する額」と、自己資本比率告示第七条第二項中「無形固定資産に相当する額」とあるのは「無形固定資産に相当する額、東日本大震災に対処するための水産業協同組合の貸借対照表及び会計帳簿に計上する繰延資産の特例に関する省令第一条に規定する特定震災損失に係る繰延資産に相当する額」とする。

#### 附 則

この告示は、公布の日から適用する。